長崎の子どもたちに「あたたかい家庭」を

さまざまな事情で親と暮らせない子どもたちを家族の一員として迎え、
育てる「里親」を長崎県は募集しています。
子どもが家庭で育つ機会を一緒につくりませんか？

長崎県里親育成センター
すくすく
長崎県委託事業

〒856-0813 長崎県大村市西大村本町127-3
0957-53-7343（直通専用電話）
0957-53-7423
sukusuku@hikaritomidori.jp

長崎 里親制度 検索

長崎県では里親を募集しています。

里親制度は、健やかな育ちの場を求める“子どものため”の制度です。

里親には迎え入れた子どもの養育費として里親手当、生活費、教育費、医療費などが支給されます。

里親の種類

里親には以下の種類があります。

養育里親

家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭に迎え入れて養育する里親です。

養子縁組里親

養子縁組によって子どもの養親になることを希望する里親です。

専門里親

養育里親のうち、虐待や非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。

親族里親

実親が死亡、行方不明などにより養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親です。

※ 親族里親以外には、緊急に保護が必要になった子どもを数日から数週間預かっていただくこともあります。

里親になるには？

里親になるのに特別な資格は必要ありません。ただし、次の要件を満たしていなければなりません。

- さまざまな事情により、家庭で暮らすことができない子どもの養育についての理解と熱意、子どもに対する豊かな愛情を有していること。
- 経済的に困窮していないこと。（親族里親を除く）
- 長崎県が行う里親研修を修了していること。（親族里親を除く）
- 里親本人またはその同居人が欠格事由※に該当していないこと。※ 欠格事由…成年被後見人または被保佐人、児童虐待を行った者等

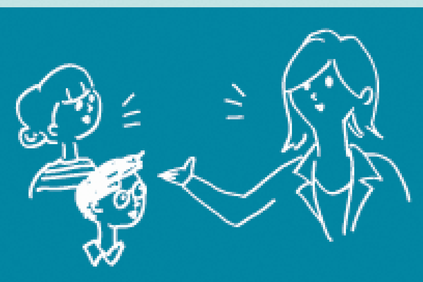

もっと知りたいQ&A

Q 実子がいても里親になれますか？

A よく話し合って家族の了解が得られればOKです。

Q 里親として子どもを迎え入れるのは、どのくらいの期間ですか？

A 数年間の委託から、数週間から1年以内の短期委託まで、一人ひとりの子どものニーズと里親をされる方の状況を照らし合わせながら各支援センターがマッチングします。

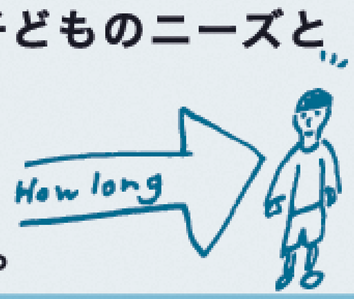

Q どのくらいの収入が必要ですか？

A 収入についての基準はありません。家族構成や子どもの数でも異なりますが、経済的に生活が安定していて維持できることが要件です。

Q 子どもは突然、家に来るのですか？

A 各支援センターが子どもや里親の状況を考慮し、子どもにとって最適な里親との組み合わせを検討し、紹介します。その後、面会、外出、外泊等のステップを経て正式に委託されます。

長崎こども・女性・障害者支援センター
〒852-8114 長崎市橋口町 10-22
095-844-6166

佐世保こども・女性・障害者支援センター
〒857-0034 佐世保市万徳町10-3
0956-24-5080